



島根県報

平成28年10月18日（火）

第2,845号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成28年度第4次自衛官募集	(防災危機管理課)	2
換地処分	(農 村 整 備 課)	2
保安林の指定	(森 林 整 備 課)	2

【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者講習会の開催	(森 林 整 備 課)	3
------------------------	-------------	---

告 示

島根県告示第619号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、平成28年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成28年10月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 募集種目
自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）
- 2 応募資格
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の者
- 3 応募締切
平成28年11月18日（金）
- 4 試験期日
平成28年11月19日（土）
- 5 試験会場
陸上自衛隊米子駐屯地
米子市両三柳2603（電話0859（29）2161）
- 6 試験科目
 - (1) 筆記試験（国語・数学・社会・作文）
 - (2) 口述試験・適性検査・身体検査
- 7 採用予定日
採用予定通知書により通知する。
- 8 問合せ先
自衛隊島根地方協力本部
松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第620号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成28年9月28日付けで県営土地改良事業に係る益田地区小原上工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成28年10月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第621号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年10月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
出雲市多伎町奥田儀1272-1
- 2 指定の目的
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定による生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成28年10月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 受講対象者
林業種苗生産に従事しようとする者

- 2 開催日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所	区 域
平成28年12月9日	午前10時～午後5時15分	松江市宍道町佐々布3575 島根県立緑化センター 研修室	県内一円

- 3 講習科目及び時間

講 習 科 目	講習時間
林業種苗に関する法令	2時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2時間
種苗の生産技術に関する事項	2時間
計	6時間

- 4 受講申請

- (1) 受講者は、所定の様式による生産事業者講習会受講申請書を農林水産部森林整備課に提出すること。
- (2) 生産事業者講習会受講申請書の交付を希望する者は、農林水産部森林整備課に返信用封筒を同封して申し込むこと。
- (3) 受講についての詳細は、農林水産部森林整備課に問い合わせること。
- (4) 生産事業者講習会受講申請書の締切りは、平成28年11月18日とする。

- 5 その他

- (1) 講習では、テキストとして全国山林種苗協同組合連合会発行の講習会テキスト「林業種苗の生産・配布に必要な知識」（平成22年4月発行）を使用する。
- (2) テキスト購入希望者は、講習会当日に県林業種苗協同組合がテキストを販売（2,000円）するので購入の上、受講すること。